第十二条を第十三条とし、第十一条の次に次の一条を加える。

（指定番号等の告示）

第十二条　国土交通大臣は、指定（第四条の二第一項の規定による申請に係るものを除く。）又は指定の取消し若しくは指定の効力の停止をしたときは、次の各号に掲げる事項について告示するものとする。

一　指定の番号

二　特定装置の種類、名称及び型式

三　特定装置を取り付けることができる自動車又は特定共通構造部の範囲

四　製作者等の氏名又は名称及び住所

2　国土交通大臣は、第四条の二第一項の規定による申請により、既に指定を受けた特定装置の型式と第四条第二項第五号に掲げる事項が異なる型式について指定したときは、その旨を告示するものとする。

3　国土交通大臣は、第八条第一項第一号の変更が、第四条第一項第二号及び第三号に掲げる事項に係るものであるときは、その旨を告示するものとする。この場合において、第四条第一項第三号の「申請者」は「指定製作者等」と読み替える。

第十三条の次に次の一条を加える。

（申請書等の記載事項の制限）

第十四条　この省令の規定により申請書その他の書面を国土交通大臣又は機構に提出しようとする者は、当該申請書その他の書面には、国土交通大臣が定めるところにより適切に実施した試験の結果に基づく記載その他の正確な記載をしなければならず、虚偽の記載をしてはならない。

（共通構造部型式指定規則の一部改正）

第三条　共通構造部型式指定規則（平成二十八年国土交通省令第十五号）の一部を次のように改正する。

第十条を削り、第十一条を第十条とし、同条の次に次の一条を加える。

（指定の効力の停止）

第十一条　国土交通大臣は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、期間を定めて指定特定共通構造部の型式についての指定の効力を停止することができる。この場合において、国土交通大臣は、停止の日までに製作された指定特定共通構造部について停止の効力の及ぶ範囲を限定することができる。

一　申請者が第十四条の規定に違反したとき。

二　装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第十一条の規定により指定特定共通構造部の指定特定装置の型式についての指定の効力が停止されたとき。

第十二条を第十三条とし、第十一条の次に次の一条を加える。

（指定番号等の告示）

第十二条　国土交通大臣は、指定（第四条第一項の規定による申請に係るものを除く。）又は指定の取消し若しくは指定の効力の停止をしたときは、指定の番号、特定共通構造部の名称及び型式並びにその製作者等の氏名又は名称及び住所について告示するものとする。

2　国土交通大臣は、第八条第一項第一号の変更が、第三条第一項第一号及び第四号に掲げる事項に係るものであるときは、その旨を告示するものとする。この場合において、第三条第一項第四号の「申請者」は「指定製作者等」と読み替える。

第十三条の次に次の一条を加える。

（申請書等の記載事項の制限）

第十四条　この省令の規定により申請書その他の書面を国土交通大臣又は機構に提出しようとする者は、当該申請書その他の書面には、国土交通大臣が定めるところにより適切に実施した試験の結果に基づく記載その他の正確な記載をしなければならず、虚偽の記載をしてはならない。

（道路運送車両法関係手数料規則の一部改正）

第四条　道路運送車両法関係手数料規則（平成二十八年国土交通省令第十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一備考に次の一号を加える。

四　次の表の上欄に掲げる規定の自動車審査試験項目別費用額は、同欄に掲げる規定の自動車審査試験項目に規定する試験を実施するために必要な情報として告示で定めるものについて、機構が当該情報の確認を行う場合にあっては、同表下欄に掲げる額とする。

第七十七号	三十五万二千円
第七十八号	四十七万七千円

別表第二備考に次の一号を加える。

四　次の表の上欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目別費用額は、同欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目に規定する試験を実施するために必要な情報として告示で定めるものについて、機構が当該情報の確認を行う場合にあっては、同表下欄に掲げる額とする。

第五十号	三十五万二千円
第五十一号	四十七万七千円

附　則

この省令は、公布の日から施行する。